

アベノミクス助成金②

5月号でご案内致しました『アベノミクス助成金』について、続報として5月21日に詳細が公表された「キャリアアップ助成金」についてご案内致します。非正規雇用の労働者(有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者など)の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、様々なコースが設けられています。

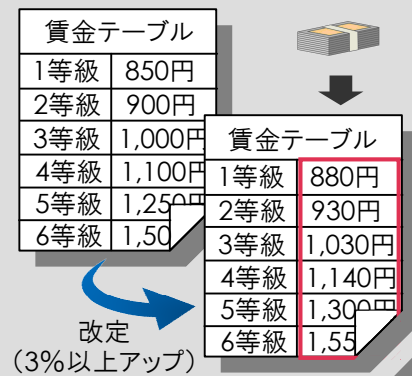
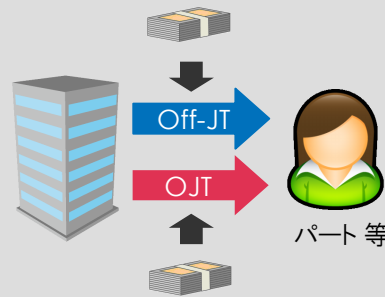
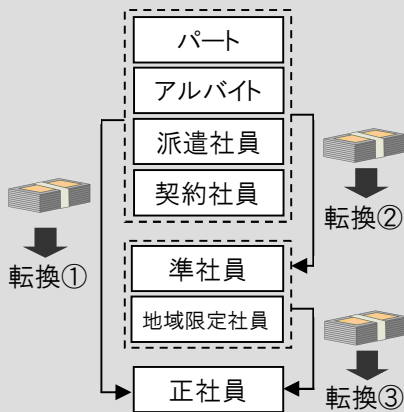
1

正規雇用等転換コース

人材育成コース

処遇改善コース

概要



2

支給額

転換①	40万円×人数 (大企業は30万円)
転換②	20万円×人数 (大企業は15万円)
転換③	20万円×人数 (大企業は15万円)

Off-JT

賃金助成	800円×時間×人数 (大企業は500円)
経費助成	20万円×人数 (大企業は15万円)
賃金助成	700円×時間×人数

OJT

通常の場合	1万円×人数 (大企業は0.75万円)
「職務評価」の手法を活用した場合	1事業所あたり10万円を上乗せ (大企業は7.5万円)

※ 1事業所あたり10人/年まで
 ※ 母子or父子家庭の母or父の場合、1人あたり①10万円、②5万円、③5万円加算

※ 1事業所あたり500万円/年まで

※ 1事業所あたり100人まで

大企業とは...	小売業(飲食業を含む)	資本金5,000万円超かつ従業員50人超
	サービス業	資本金5,000万円超かつ従業員100人超
	卸売業	資本金1億円超かつ従業員100人超
	その他	資本金3億円超かつ従業員300人超

3

基準申請日

正規雇用等への転換後、6ヶ月分の賃金を支払った日

職業訓練計画実施期間の終了日

賃金テーブルの増額改定後、6ヶ月分の賃金を支払った日

4

お知らせ

7月号は作成中に法改正等が生じたため、お休みをさせて頂きました。楽しみにして頂いていた方へは、心よりお詫び申し上げます。なお、5月号「アベノミクス助成金」でご案内した、助成金は下記の通り相次いで受付が停止しておりますので、ご留意下さいます様、よろしくお願い申し上げます。

正規雇用労働者育成支援奨励金	平成25年7月10日受付停止
非正規雇用労働者育成支援奨励金	平成25年7月10日受付停止
若者チャレンジ奨励金	大阪労働局:平成25年6月7日受付終了 兵庫労働局:平成25年6月10日受付終了

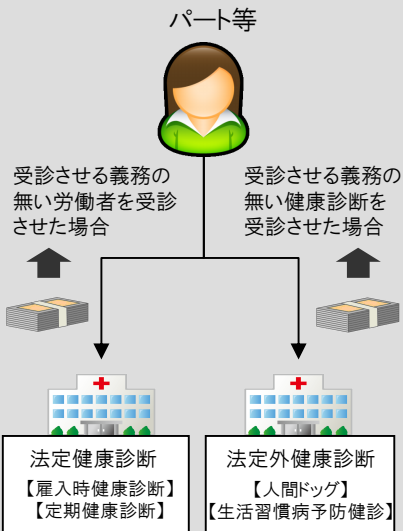
5

健康管理コース

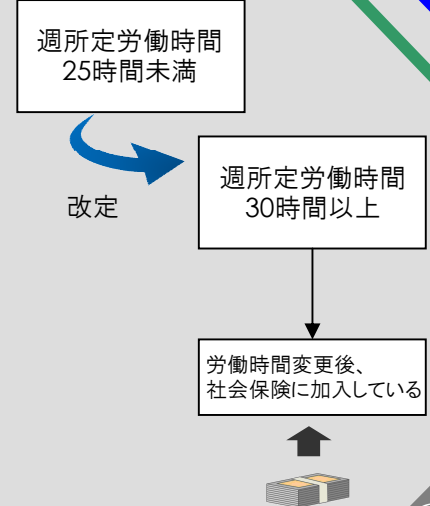
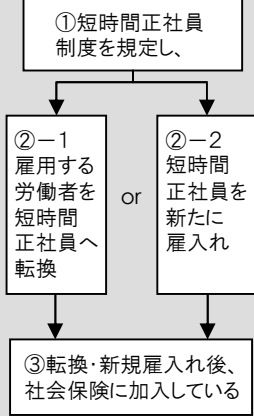
短時間正社員コース

短時間労働者の週所定労働時間延長コース

概要



・期間の定めのない労働契約を締結
・フルタイム労働者(正規雇用)と時間あたりの給与水準が同等 など



支給額

1事業所あたり40万円
(大企業は30万円)
※ 1事業所あたり1回のみ

20万円×人数
(大企業は15万円)
※ 母子or父子家庭の母or父の場合、1人あたり10万円加算
※ 2つのコースを併せて1事業所あたり10人/年まで

10万円×人数
(大企業は7.5万円)

申請日

4人目の健康診断を実施した日

短時間正社員に転換・新規雇入れ後、6ヶ月分の賃金を支払った日

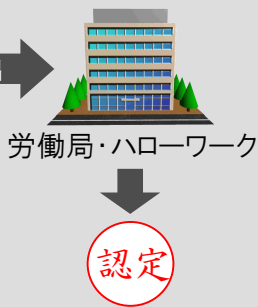
労働時間を延長した後、6ヶ月分の賃金を支払った日

受給までの流れ

①キャリアアップ計画の作成

キャリアアップ計画
①期間:3年～5年
②キャリアアップ管理者
③コース・対象者・目標
④おおまかな取り組みの流れ

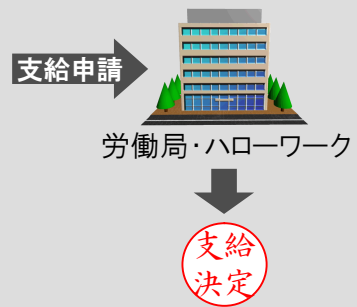
②提出・認定



③実施



④申請・決定

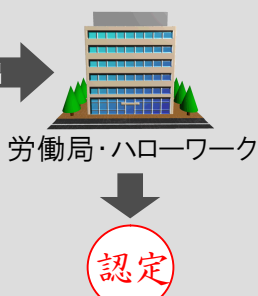


人材育成コースの場合

③-1 職業訓練計画の作成

職業訓練計画
①期間 ②場所
③対象者・人数
④OJTの有無
⑤訓練カリキュラム

③-2 提出・認定



③-3 実施



※ OJTを含む場合

訓練開始までに対象者に対して「ジョブ・カード」の作成が必要です。なお、ジョブ・カードの作成には、ハローワークやジョブ・カードセンターに所属する登録キャリア・コンサルタントへの相談が必要です。